

枚方市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年（2021年）7月1日

枚方市監査委員	勝山武彦
同	分林義一
同	松岡ちひろ
同	丹生真人

1. 監査の対象

(1) 対象部課

市民生活部 市民室
年金児童手当課
医療助成課
消費生活センター

(2) 対象事務

令和2年度（2020年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和3年（2021年）4月1日（木）から令和3年（2021年）6月30日（水）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[市民室]

○DV等支援措置に係る情報連携強化の取組について

市民室では、住民基本台帳法におけるDV等支援措置に係る事務を所管し、庁内関係部署との情報共有を図っている。

令和元年5月、本市において情報漏洩事案が発生し、システム改修などの再発防止策に取り組んでいたにもかかわらず、令和3年1月に新たな情報漏洩事案が発生してしまった。

個人情報を漏洩された支援対象者は、転居を余儀なくされる場合が多く、また、漏洩した市においても信用失墜は免れない。

今後、二度と同様の事案が発生しないよう、DV等支援措置に関する情報について、より一層、庁内関係部署との連携強化に取り組むとともに、適正な事務執行を徹底するよう要望する。

[年金児童手当課]

○児童手当及び児童扶養手当の返還金の債権管理・回収について

児童手当及び児童扶養手当の返還金の徴収事務に関しては、前回の定期監査において、返還金の未然防止に向けた取組の一層の強化及び枚方市債権管理及び回収に関する条

例（以下「債権管理条例」という。）に基づき、返還金の管理及び回収を徹底するよう要望したところである。

返還金については、その未然防止に向けた取組により、一定の抑制が図られているが、債権管理条例に基づく管理及び回収の諸手続について理解が不十分なことにより、督促が条例に定められた時期に実施されていないほか、延滞金賦課に係る事務も適切に実施されていなかった。

今後も返還金の発生抑止に積極的に取り組むとともに、債権管理条例に基づいた取組を一層進めるよう強く要望する。

[医療助成課]

○医療費助成制度及び助成に伴う返還金の債権管理・回収について

子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成及び重度障害者医療費助成等に伴う返還金については、その発生 of 未然防止に向けた取組により、一定の抑制が図られている。

しかしながら、返還金に係る徴収事務については、枚方市債権管理及び回収に関する条例（以下「債権管理条例」という。）に基づく督促の手続が適切な時期に行われていなかった。

今後も返還金の発生抑止に積極的に取り組むとともに、費用対効果等も考慮した債権管理条例に基づく対応策を検討するなど、より適切な取組を進めるよう要望する。

[消費生活センター]

○計量器の定期検査及び現金等の管理について

消費生活センターにおいて、計量器の検査に係る定期検査業務等委託契約書では、受注者が第三者に業務を下請けさせる場合、受注者から提出された申請書に対し書面による承諾書を交付すると定められているが、書面による承諾は行われていなかった。

また、同センターでは、利用者からコピー代等の現金を徴収しているが、徴収金を管理している保管庫内に、出所不明の現金が長期間保管されていた。

今後は、諸契約に基づく履行確認、現金の取扱いなど、所管事務について適正に処理を行うよう要望する。